○防衛省令第十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の一部の施行に伴い、特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第十一条の規定に基づき、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「同法第三十一条第一項」を「同法第三十二条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十三号

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第二条第三項の規定に基づき、防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令

防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「含み、第四号に掲げるものを除く」を「含む」に改め、「費用」の次に「（防衛大学校理工学研究科若しくは総合安全保障研究科又は防衛医科大学校医学教育部医学研究科の課程に在学した職員に係るものにあっては、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十六条の五第一項第二号に定める授業料に相当する費用をいう。）」を加え、同条第四号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条第二号の規定は、この省令の施行の日以後に留学を命ぜられた職員について適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前において留学を命ぜられた職員に係る留学費用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第百八号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

金融庁長官　三國谷勝範

南彩農業協同組合の項中「埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀四百七十三番地」を「埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三番地」に改める。

「ちば県北農業協同組合　千葉県野田市中里五百十三番地」を「ちば東葛農業協同組合　千葉県柏市高田三百六十二番地」に改める。

相模原市農業協同組合の項中「神奈川県相模原市中央六丁目十番十号」を「神奈川県相模原市中央区中央六丁目十番十号」に改める。

津久井郡農業協同組合の項中「神奈川県相模原市津久井町中野五百五十番地」を「神奈川県相模原市緑区中野五百五十番地」に改める。

北びわこ農業協同組合の項中「滋賀県東浅井郡湖北町大字速水二千七百二十一番地」を「滋賀県長浜市湖北町大字速水二千七百二十一番地」に改める。

○総務省告示第三百六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる者のうち、次のものを元売業者として指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月一日

総務大臣　片山　善博

名称　主たる事務所又は事業所の所在地　指定の年月日

大阪国際石油精製株式会社　大阪府高石市高砂二丁目一番地　平成二十二年十月一日

○法務省告示第四百九十八号

大阪市平野区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年十月一日

法務大臣　柳田　稔

大阪市東住吉区平野新町三丁目二百六番屋敷　大地伊之助

○法務省告示第四百九十九号

鹿児島県出水市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年十月一日

法務大臣　柳田　稔

鹿児島県出水郡高尾野村下水流千四百二十番地　軸薗金之助

○外務省告示第四百二十四号

平成二十二年八月二十五日に北京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　丹羽宇一郎在中国大使

中国側　易小準商務部副部長

平成二十二年十月一日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百二十五号

平成二十二年九月十六日にブエノスアイレスで、国営放送局番組ソフト及び番組制作機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルゼンチン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国営放送局番組ソフト及び番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億六千六百九十万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　石田仁宏在アルゼンチン大使

アルゼンチン側　エクトル・マルコス・ティメルマン外務・国際通商・宗務大臣

平成二十二年十月一日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百二十六号

平成二十二年九月十四日にビシュケクで、キルギス南部における避難民及び帰還民コミュニティの帰還・再統合プログラムのための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　キルギス南部における避難民及び帰還民コミュニティの帰還・再統合プログラムの実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億千万円

3　署名者

日　本　側　丸尾眞在キルギス大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　ハンス・フリドリフ・ショドル在キルギス事務所代表

平成二十二年十月一日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百二十七号

平成二十二年九月十六日にタシケントで、国境税関大型貨物用検査機材整備計画（第二次）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国境税関大型貨物用検査機材整備計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　平岡邁在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　エリヤル・ガニエフ副首相兼対外経済関係投資貿易大臣

平成二十二年十月一日

外務大臣　前原　誠司